

北海道安保学習会「核密約・核の傘と日米安保～裁判権放棄密約問題も～」

2009年10月21日

日本平和委員会・千坂純

- 1、 日米安保条約のもとでの核兵器持ち込み日米密約（核密約）は、すでに明白な事実——否定していたのは自公政権のみだった

- 2、 いまなぜ注目されているのか？
 - (1) 外務次官らの証言で、決定的に明らかになった核密約

 - (2) 総選挙の争点としても浮上——論戦の中で変化した民主党首脳的態度

 - (3) 新政権発足とともに、岡田外務大臣が「密約」調査命令（11月末までに）——政治の表舞台で、密約の実態が暴かれようとしている！

 - (4) この間の経過が示すもの
 - ① 事実にもとづく正義の追及が世論を動かし、追い詰めた。（日本共産党の果たした決定的な役割）
 - ② 密約の公然化（非核 2・5 原則化）めざす思惑を乗り越えて、調査開始に追い込んだ被爆国の世論の力

 - (5) 同時に、なお危うさも残されている。
 - 岡田外相などの発言——こうした対応は冷戦下でやむを得ず取られた措置として「総括」し、なお「核の傘」に依存する立場から寄港・通過については認める政策を選択する余地が…。
 - 一部マスコミの論調——「密約」を双方の「解釈のずれ」として描き、犯罪性を隠ぺいする議論。もはや核持ち込みの危険はなくなった、「核密約」は「過去の歴史的事実」としてとらえる議論も。→核密約が国民を確信犯的に欺いて、被爆国日本を核攻撃基地にし、一触即発の危険をつくりだしてきた犯罪性を明らかにし、非核 3 原則を厳守・徹底させる運動が求められている。

3、 核密約はなぜつくられたのか?——日本政府はアメリカの解釈を知らなかった?

(1) 核密約の構造——表の交換公文と裏の討論記録

(2) アメリカ政府は日米安保条約改定にどんな姿勢で臨んだか?

——核兵器の持ち込みをこれまで通り自由に行うことを最大の目標に交渉

■海軍作戦部長「日米安保条約改定問題」(1958年8月6日付【秘密区分=極秘】)

「添付文書」主題=日米安保条約改定に関する幕僚研究

c、米側の基本的必要条件

(4) 米側は交渉に臨む立場に以下のことを含めなければならない

(h) 日本防衛にあたる米軍部隊がいかなる種類の兵器を使おうと、これに対する日本側の一切の制限を拒否すること。

d、予想される日本の要望に対する米国の対応

(1) 新条約または条約改定に際し、日本側は、以下のような規定を盛り込むよう主張するだろう。

(e) 原子兵器を日本に持ち込まないことについての文書による保証。

(4) 米国は<そのような>どの規定も受け入れるべきではない。政治的な目的のために、次の条件がかなえられれば原子兵器を持ち込まないという口頭の共同保証を行ってよいだろう。その条件とは、アイゼンハワー大統領と岸首相が秘密議定書によって、日本防衛に原子兵器がどうしても必要だと米国がみなす等の場合には、原子兵器のひそかな持ち込み(シークレット・イントロダクション)を承認するというものである。

■太平洋統合軍司令官から統合参謀本部あてのメッセージ「日米安保条約についての見解」(1958年8月19日)【機密】

第3部 3、米軍が受け入れることのできない約束には、以下のものがある。

(b) 有事に米軍部隊が日本から他の地域に移動するのをできなくさせるもの。

(c) 日本が実質的な自衛努力を急いで促すことを弱めるもの。

(d) 極東のどこかで、…作戦行動を支援するために、米軍部隊や米軍基地を使用するのに日本の同意を要するもの。

(f) 攻撃・防衛両面にわたる打撃力の維持に取り不可欠の兵器を、在日米軍が装備するのを禁止するもの。

(g) 現行行政協定が米軍に認められている特典を著しく減らすもの。

■海軍作戦部長。統合参謀本部のための覚書「日米安保条約について」(1958年12月1日付)【極秘】

・同封文書「A」国防長官のための覚書

主題=日米安保条約（秘密指定なし）

二、日本側にとって決定的な重大性を持つ 2 つの問題がある。いずれも、藤山氏が持ち出す可能性がある。それは、(a) 米軍部隊の使用・配備の問題と、(b) 日本への核兵器持ち込み問題である。

(a) 前者については、…日本側と協議すると都合を受け入れることができる。…ただし、米軍部隊の使用に関し、暗示的であれ明示的であれ、日本側に拒否権を許すような義務を一切負ってはならない。

(b) 米国の核装備艦船寄港を含め、日本への核兵器持ち込み（イントロダクション）に関して、双方が満足する解決策が得られる見通しは、実質的に存在しない。どのような状況下でも、日本では「原爆」は依然として極度の強烈な感情がまつわりついた問題となっている。日本に対する核持ち込みへの同意を取り付けるのは、極めて実現が望ましい軍事上の課題だが、この感情が御しやすい水準に和らぐまでは、その実現をあてにするのは全く現実的でない。このため、今は日本における核兵器をめぐる現状の維持に努めるのが、得策だと考えられる。

(3) 交渉当事者の藤山外相は、アメリカの「解釈」を十分理解していた!

一決定的な証拠「マッカーサー大使のトーキングペーパー」(新原昭治氏調査・提供)

■1959年4月9日 東京・大使館発、国務省宛て電報 2076

[藤山外相との事前協議方式についての協議に関するマッカーサー大使の報告]

私は〔事前〕協議の方式が何を意味するかについてのわれわれの理解に思い違いがないようにするため、われわれの了解内容を詳しく述べたトーキング・ペーパーから以下の点を藤山に読んで聞かせた。

1. 〔事前協議の〕方式は、日本への米国軍隊とその装備の配置〔導入〕に関してきわめて申し分なく機能している現行の手續きに、影響を与えるものと解釈されてはならない。それ〔現行の手續き〕には、米軍用機の立ち入り（エントリー）や米海軍艦船の日本領海と港湾への立ち入り（エントリー）が含まれる。

2. 「配置の重要な変更」についての協議は、日本への核兵器の持ち込み（イントロダクション）に限定されることになる。私が10月4日に指摘した通り（大使館発電報743。1958年10月5日発）、この方式はたとえば、核弾頭を持たないミサイルなど通常兵器の持ち込み（イントロダクション）には適用されてはならないとわれわれは理解する。

3. 〔事前〕協議は日本からの米軍撤退においては必要とされないが、撤退に先立って日

本の当局に通知するための現行の手続きに従うであろうと予想している。

4. 条約第5条下でなされる以外の軍事作戦についての〔事前〕協議は、日本の基地からなされる日本以外の地域における軍事戦闘作戦行動のみを扱う。

藤山は、〔以上の〕われわれの了解内容を受け入れるし、難しいことはないと述べた。

マッカーサー

(4) 背景に被爆国民の強烈な反核感情と原水爆禁止運動が

① 日本政府は50年代からすでに「核は持ち込ませない」と言明していた。

——国民向けとアメリカ向けの2枚舌外交はすでに始まっていた。

■国務省情報報告書「核兵器、核戦争への日本の関わり」(国務省極東調査部作成)

(1957年4月22日付。国務省情報局「情報報告」第7466号)【極秘】

三、国家政策への影響

A、目に見える効果

核兵器に関わることに一切反対する日本の大衆の根強い態度のために、日米安保条約の有効性には制約が付きまとっている。例えば、現在このような国内世論の状況の下で、日本政府は日本国内における核兵器貯蔵に公然とは同意しえなかった。それでいて、引き続き政権の座に居座っているのだ。鳩山政権は…1955年3月14日、…日本における原爆貯蔵に日本は反対しないかもしれないと述べた…。その後の3カ月に及ぶ国会論戦で、政府はやがてこの言明を撤回するとともに、次のような表現で政策を表明しなおさざるを得なかった。…核兵器の導入(イントロダクション)には日本の同意が必要であり、米国は日本の同意なしに核兵器を日本に持ち込む意図は持っていない。

重光外相はこの政策を裏付けるため、1955年6月27日の国会で、…持ち込みについては米国側は日本の同意を求める旨の「了解」を、5月31日にアリソン大使から得たことを確認した。…だが実際には、このような了解は存在していなかった。

(アリソン大使は公式に抗議→重光外相は1955年7月13日付書簡で、「国会の論議は、米政府に何らかの特定の態度をとるよう義務づけるものではない」と確言。)

…この書簡のやり取りは、まだ秘密にされている。日本国民は、米側から確約が得られたものと信じつづけている。岸首相は、その後、1957年2月11日の国会質問でこの問題に…「重光・アリソン合意」なるものに重ねて言及し、核兵器問題での日本の中立的立場を保障したものと述べた。

…岸首相は、やがて国会で、原子機動部隊の配備には、絶対に同意を与えないと語った。こうした経過を経て、結果的には、重光外相が日本の国会と国民に植え付けた誤った印象は(たまたまそうなったわけだが)実質的に正当化されてしまった。(50-52頁)

4、 その後、核密約はことあるたびに再確認されてきた

① 1963年4月4日、大平外相とライシャワー駐日大使との会談

「私(ライシャワー氏)は大平氏と60年1月6日の秘密の記録(密約)を改めて検討した。大平氏は、米艦船に積載された核兵器の日本への寄港は(事前協議の対象となる)事態に当てはまらないことに注目すると発言した。」(ライシャワー氏から国務長官あての会談の報告公電)

② 1969年11月19日 佐藤首相とニクソン大統領の会談

米大統領「重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は日本政府と事前協議を行った上で、核兵器を沖縄に再び持ち込むこと、及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とする」

日本国首相「米国政府の必要を理解して、事前協議が行われた場合には、遅滞なくそれらの必要を満たすであろう」

※佐藤首相の特使として秘密交渉にあたった元京都産業大学教授の若泉敬氏が著書で明らかに。

5、 核密約がつくりだした世界の中の異常＝5 海峡の「国際海峡」化 ——特に核搭載の戦略核原子力潜水艦の自由航行を保障するために

●1977年に成立した領海法で了解の幅を12海里(約22キロ)に定めたにもかかわらず、宗谷、津軽、対馬東水道・西水道及び大隅の5海峡では3海里(約5・6キロ)に制限。その背景に、核兵器を搭載した米原子力潜水艦の「自由航行」「妨げられない通航」を求めた米側の圧力があつた。(平和大会パンフ2)

6、 核密約は、現在も重大な核兵器持ち込みの危険をつくりだしている

(平和大会パンフ2)

① 核巡航ミサイル・トマホークを積んだ攻撃型原子力潜水艦の日本寄港の危険

② 戦略原子力潜水艦の日本周辺での行動——5海峡通過の危険

③ 核攻撃任務を持つF16戦闘機などの飛来

→それは、ただ単なる「持ち込み」ではない。それは、いつでも核兵器を使用して攻撃できる体制のための「持ち込み」であり、核攻撃の足場となることだ。

7、 核密約の公表・破棄、非核3原則の厳守、日本に入港する米軍艦に非核証明書を ——こうしてこそ、日本は北東アジアの非核化、核兵器廃絶の実現の先頭に立てる

8、 日米安保条約下の日米地位協定に関わる米兵への「裁判権放棄」密約とは？

【裁判権密約パンフ参照】（平和大会パンフ3）

（1）1953年旧日米安保条約下で発行した行政協定は、米兵に対する米軍の専属的裁判権を認めた。——中曽根代議士も「要するにこの協定は、日本をアメリカの植民地にするものですな」と吐き捨てた。国民世論は改定を求めた。

（2）その改定にあたって、米国防総省は専属的裁判権の継続を求めた。——米政府は表向きはNATO方式にしながら、非公式の政府間了解を結んで、実質的に公務外の犯罪でも、第1次裁判権の多くを放棄することを日本に求めた。——日本はこれを「秘密議事録」にすることを求めた。

（3）こうして、改定日米行政協定が発効する前日に日米合同委員会裁判権分科会「非公開議事録」で「日本の当局は通常、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と約束した。

（4）日本平和委員会の入手した法務省の米兵犯罪起訴状況データは、異常な米兵の起訴率の低さを鮮明に示している。

→この密約は、日本の主権を売り渡し、国民の命と権利を踏みにじるものであり、即刻公表・破棄することが求められている。

（5）裁判権放棄密約の公表破棄を求める地方自治体の決議を広げよう

9、 日本をアメリカの（核）戦争の足場とし、主権を奪い、国民に犠牲を強いる日米安保条約廃棄の世論を広げよう（平和大会パンフ10-11）

——その運動を広げる日本平和大会を史上最大規模で成功させよう

【日米核密約関連資料】

1、 表向きの取り決め

◆日米安保条約第6条の実施に関する交換公文（岸・ハーター交換公文）

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」

◆藤山・マッカーサー口頭了解（1960年1月19日ワシントン、1968年4月25日公表）

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行われるものと了解している。

1 「配置における重要な変更の場合」

陸上部隊の場合は1個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は1機動部隊程度の配置

2 「装備における重要な変更」の場合

核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設

3 我が国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

◆政府答弁＝「核装備を有する米軍艦の我が国領海の通過を含め、いかなる核兵器の我が国への持ち込みも事前協議の対象である。核兵器の持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。

また、核兵器の我が国への持ち込みについて米国が事前協議を行うことは、日米安保条約及びその関連取極に基づく条約上の義務である。米国は、累次にわたり、米国としては日米安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており今後とも引き続き履行する旨確認しており、米国より核兵器の我が国への持ち込みについての事前協議がない以上、米国による我が国への核兵器の持ち込みがないことについて、政府として疑いを有していない。」（09年、核密約に関する答弁書）

2、実際には、アメリカの核兵器持ち込みを黙認する「密約」が

●【密約全文】相互協力及び安全保障条約 討論記録（レコード・オブ・ディスカッション） 東京 一九五九年六月（藤山愛一郎外相とマッカーサー駐日大使が60年1月6日に署名）

一、条約第六条の実施にかんする交換公文案に言及された。その実効的内容は、次のとおりである。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」

二、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器及び中・長距離ミサイルの日本への持ち込み（イントロダクション）並びにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、例えば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器（ノン・ニュークリア・ウェポンズ）の持ち込みは、それに当たらない。

B 「条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来（エントリー）、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り（エントリー）にかんする現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）にかんし、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。

●密約策定のねらいを示す

米解禁公文書「日本と琉球諸島における合衆国の基地権の比較」

（米務省、国防総省安全保障担当＝1966年作成より）

（事前）協議取り決めは、公表された一つの交換公文と、秘密の討論記録と、核兵器にかんする文章の形をとらないもう一つの秘密了解からなっている。

……

合衆国は、この取り決めについての一定の共通解釈を、秘密の交換公文として定式化することをのぞんだ。しかし、日本政府がいかなる秘密取り決めの存在も否定できるようにするために、これらの了解は、最終的には秘密の「討論記録」（レコード・オブ・ディスク）

ッション)の形をとることになった。

……

われわれは、日本政府との事前協議なしに第七艦隊の艦船が日本の領海や港湾に入る権利を守ることに大きな関心を抱いた。合衆国の交渉担当者たちは、核兵器を積載している航空機や艦船がひきつづき協議なしに日本に入ることができる明示的な保証を獲得するよう強く求められたが、彼らは、核兵器が入ってくること（エントリー）について協議にあずかる権利をはっきりと放棄する文書に署名できるような日本の指導者はいない、と報告した。交渉担当者たちは、そうした要請をおこなうだけでも、従来慣行を危険にさらすことになるのではないかと恐れた。艦船の装備はその艦船の不可欠の一部であり、艦船の訪問はその艦船の装備の日本への持ち込み（イントロダクション）にはあたらない、という理屈に依拠できるのではないかと考えられた。さらに、合衆国は、第七艦隊の艦船は海上を拠点としているのであって、日本に持ち込まれている（イントロデュース）わけではないという立場を一貫してとってきている。

……

核兵器積載の米艦船が日本の港湾に寄港する慣行は、一九六〇年以前に確立されたものであった。合衆国の条約交渉担当者たちは、日本のトップの政府関係者たちが米艦船によってときおり核兵器が日本の領海に持ち込まれていることにうすうす気づいていながら問題の真相をつきとめようとはしていないことを、強く印象づけられた。

このようにして、一九六〇年に岸首相との間に明示的な理解がなかったにもかかわらず、日本を通過（トランジット）する艦船や航空機に積載された核兵器の一時的な立ち寄り（プレゼンス）には協議取り決めは適用されないとする合衆国の立場が、「討論記録」の言い回しや、一貫した米側の実践、日本政府の一九六三年とそれ以降の的確な理解によって、正当なものとしてされている。

●もう一つの核密約

◆1966年2月24日、ラスク米國務長官が在日米大使館に送った電報より（コスイギン提案への日本の態度と日米核持ち込み密約の関係について）

※1966年2月2日、ソ連のコスイギン首相が、核拡散防止条約に関連して、“自国の領域内に核兵器を持たない非核兵器保有国に対しては核攻撃はしない”ということ条約にうたおうと提案。これに対し、2週間後の2月17日に下田外務次官が「大国の傘に入って日本の安全保障をはかるべきではない」と発言したのを受けて…。

「もし（日本に）採り入れられたら、提案（コスイギン提案）は、米国が核装備可能な（くりかえす、可能な）部隊——すべての軍艦を含む——を在日米軍基地に持ち込むことを妨げよう。日本政府はまた、秘密の1960年合意（コンフィデンシャル1960年アグリーメント）が、日本への核兵器の持ち込み（イントロダクション）について日本政府の同意を求めるアメリカの権利を認めていることを、想起すべきである」